

# 個人情報取扱業務委託計画書

こども福祉課・障害福祉課

<p>1 委託業務名 福祉医療費事務電算共同処理業務について</p>	<p>5 提供する個人情報の項目 ※資料4のとおり</p>
<p>2 目的 福祉医療費助成制度（資料1）の事務処理のうち、宇部市と山口県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に共通する事務を連合会が一元的に電子計算機で共同処理することにより、事務処理の効率化と精度の向上を図る。（資料2、3） ※山口県国民健康保険団体連合会・・・国民健康保険法（第83条）に基づき、会員である保険者（市町及び国民健康保険組合）が共同して、診療報酬の審査・支払、保険者事務の共同処理等、その目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立された団体。</p>	<p>6 提供方法 こども福祉課及び障害福祉課の共通システム（MISALIO 福祉医療システム）より、福祉医療費助成制度受給資格者に関する提供項目を抽出し、CSVデータを作成。「国保保険者ネットワークシステム」により伝送する。 ※「国保保険者ネットワークシステム」・・・市町保険者、県、連合会間を結ぶネットワーク回線</p>
<p>3 委託業務の概要 こども福祉課と障害福祉課の2課にまたがる福祉医療費助成制度（乳幼児・子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者）の受給資格者にかかる資格情報を連合会に提供することにより、医療機関から請求された内容において資格及び給付内容の確認事務を行ってもらう。</p>	<p>7 個人情報の保護 提供データは市町と連合会を結ぶ専用回線から伝送し、提供したデータ（こども福祉課及び障害福祉課全体分）は、こども福祉課内のインターネット回線に接続不可能な業務端末上のフォルダに保存する。業務端末の使用は、パスワード管理されている。 提供先の連合会においても、「山口県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」及び「山口県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則」を定め、データ処理は連合会庁舎内の電子計算室内のみで行い、宇部市同様、アクセス制限や電子計算機室への入退室管理等、徹底したセキュリティ管理が行われている。</p>
<p>4 現状・問題点及び委託の必要性・効果 平成21年から、県内市町と連合会に共通する事務（福祉医療費助成制度における医療機関からの請求内容確認事務）を連合会が一元的に電子計算機で共同処理することが可能となっていたが、宇部市においては、平成27年度まで、こども福祉課と障害福祉課のシステムが異なっており、連合会の示す条件に合致した資料を作成できない状況であった。しかしながら、平成28年度から、こども福祉課のシステム再構築により、両課のシステムが同一システムとなり、連合会への資料作成及び提供が可能となった。これにより、福祉医療費助成制度の受給資格者にかかる資格情報を連合会に提供し、医療機関から請求された内容について、受給資格及び給付内容の確認を電子計算機で行ってもらうことで、効率的かつ適正な医療機関への支払事務が可能となる。 ※県内市町の状況・・・14市町が実施（19市町中）</p>	<p>8 管理責任者 こども福祉課長 水津 正実 障害福祉課長 谷 寛子</p> <p>9 実務責任者 こども福祉課 家庭福祉係長 伊藤 智可 障害福祉課 障害福祉係長 清水 一郎</p>